

住宅市場安定化体制整備事業を行う者に対する補助事業の募集についての公示

平成25年3月27日

国土交通省住宅局長 井上 俊之

次のとおり、住宅市場安定化体制整備事業を行う者に対する補助事業の募集について公示します。

なお、本事業は平成25年度暫定予算に盛り込まれた事業であり、事業の実施に当たっては、平成25年度暫定予算の成立が前提となるものである。このため、今後、内容等が変更になる場合があることを留意すること。

1 事業概要

(1) 事業名

住宅市場安定化体制整備事業

(2) 事業目的

取引価額が高額である住宅については、平成26年4月1日の消費税率の引上げの前後における駆け込み需要及びその反動等による影響が大きいことを踏まえ、一時の税負担の増加による影響を平準化し、及び緩和する観点から行うこととしている住宅取得者等に対する給付措置の実施に必要な制度の詳細検討、受付体制の整備及び周知等を行い、住宅市場の安定化を図る。

(3) 事業内容

消費税率の引上げにともない実施が予定される給付措置について、平成24年度に実施された「住宅取得者等への相談体制整備事業」の事業成果を踏まえ、以下の業務を実施。

ア) 給付措置に係る詳細検討

申請様式の作成、記載要領の作成、給付申請受付・審査・管理システムの構築、事務手続きマニュアルの策定、申請窓口の整備など

イ) 給付措置に係る周知

周知関係資料（チラシ、講習会テキスト等）の作成、事業者・消費者向け説明会の開催、マスメディア等への広告展開、ホームページの開設・運営など

ウ) 問い合わせへの対応

コールセンターの開設準備/開設、コールセンターの維持・運営など

※ 実際の給付措置に係る事務等について行う者（以下「給付事務局」という。）については、本事業の成果を交付した上で、別途公募により選定することを予定。

(4) 事業期間

本事業の実施期間は以下のとおり予定している。

平成25年4月中旬 ～ 平成25年度当初予算成立日

（平成25年度当初予算成立後、事業期間を平成26年3月31日までとする。）

ただし、上記期間内であっても、給付事務局が選定された場合は、事業を終了する可能性があるため留意すること。

2 補助対象事業者及び企画提案内容に関する要件

- (1) 事業等の実施の方法等の事業の実施に関する計画が、事業の適確な実施のために適切なものであること。
- (2) 事業を適確に遂行する技術的能力及び住宅市場に係る知見を有し、かつ、事業の遂行に必要な組織、人員を有していること。
- (3) 公正な実施に支障を及ぼすおそれがない者であること。
- (4) 知り得た情報の秘密の保持を厳守すること。
- (5) 補助事業に係る経理その他の事務について適確な管理体制及び処理能力を有すること。
- (6) 事業を的確に遂行するために、以下の事項に係る企画提案が行われること。なお、企画提案の作成に当たっては、平成24年度「住宅取得者等への相談体制整備事業」における事業実施者の報告を参考とすること。
 - ① 給付措置にかかる申請受理及び申請書の審査処理について
 - ② 給付措置にかかる申請・受領方法について
 - ③ 給付措置にかかる周知・広報
 - ④ コールセンター
 - ⑤ セキュリティ・不正対応等
- (7) 本事業の成果及び検討過程を、給付措置に係る事務等を行う者について公募する際に、応募予定者に対し交付するとともに、給付措置に係る事務等を行う者に対しシステムを含む成果物の一切について引き継ぐことについて了承すること。

3 説明会の開催

以下の通り、公募に関する説明会を開催する。

(1) 日時

平成25年4月3日（水）10時～

(2) 場所

国土交通省 住宅局 局議室

東京都千代田区霞が関2-1-3（中央合同庁舎3号館2階）

4 企画提案の手続等

(1) 説明書の交付期間、企画提案書の提出期限等

(イ) 説明書の交付期間

平成25年3月27日から平成25年4月16日まで

(ロ) 説明書の交付方法

説明書の交付を希望する場合は、予め(ニ)の担当まで事前連絡を行い、手交、FAX、または電子メールにより交付

(ハ) 企画提案書の提出期限

平成25年4月17日18時00分まで

(ニ) 企画提案書の提出先

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省住宅局住宅企画官付 原口

電話 03-5253-8111(内線 39254) FAX 03-5253-1627

電子メール haraguchi-o2fv@mlit. go. jp

(2) 企画提案書の提出方法

上記担当部局へ、持参又は郵送（書留郵便に限る。）の場合は15部、FAX又は電子メールの場合は1部。（FAX又は電子メールの場合には着信を確認すること。）

なお、電子メールで提出する場合は以下によること。

- ・使用可能なソフトは以下のとおりとする。（これ以外での提出は無効）
「Microsoft Word2007」「Microsoft Excel2007」「Just System 一太郎 2009」「Adobe Reader9.0」以前の形式に限る。
- ・ファイル総量は極力1メガバイト以内とすること。

5 補助金交付候補者の選定方法

住宅市場安定化体制整備事業を行う者に対する補助事業の募集についての説明書に基づき提出された企画提案書について、外部有識者から構成する外部評価委員会が審査を行い、業務の目的に最も合致し優秀な企画提案書を提出した1者を選定し、補助金交付候補者とする。

なお、外部評価委員会の審査に当たっては、企画提案会を開催し、企画提案者より企画提案書について説明を行うことにより行うこととしている。

6 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 4.(1)に同じ。
- (3) 企画提案書の作成、提出に係る費用は、提出者側の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書は、当該申込者に無断で二次的な使用は行わない。
- (5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にするとともに、申込者に対して、補助事業者の取消を行うことがある。
- (6) 採用された企画提案書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日、法律第42号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。採用されなかった企画提案書は原則返却する。なお、返却を希望しない場合はその旨を企画提案書を提出する際に申し出ること。
- (7) 詳細は説明書による。

※公募は、調達情報公開システム（<http://chotatsu.mlit.go.jp/>）上で行いました。